

国住参建第 3671 号
令和 7 年 1 月 16 日

各都道府県・指定都市
住宅・建築行政主務部長 あて

国土交通省住宅局参事官（建築企画）
(公 印 省 略)

情報通信技術を利用した建築物省エネ法令に基づく
建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）の規定による手続（以下「建築物省エネ法令に基づく手続」という。）については、情報通信技術の利用を推進するため、申請書の様式や講習の修了証明書における押印の廃止等について順次、措置を講じてきたところですが、今般、建築物エネルギー消費性能適合性判定における適合判定通知書（以下「適判通知書」という。）等に係る様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 111 号）が令和 6 年 12 月 27 日に公布されたところであり、令和 7 年 4 月 1 日に施行されます。

情報通信技術を利用した建築物省エネ法令に基づく手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）その他関係法令の定めるところにより実施することが可能ですが、その取扱いについて下記のとおり整理し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として通知しますので、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

また、貴管内の所管行政庁（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いします。

記

1. 申請等について
 - (1) 署名等の代替措置

建築物省エネ法令に基づく手続及び当該手続に係る申請書等への記名については、それぞれ、デジタル手続法第3条第8号に規定する「申請等」及び同条第6号に規定する「署名等」に該当すると解され、同法第6条第4項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。）第13条第1項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該「署名等」は、

- ・申請データに電子署名を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置（主務省令第13条第1項第1号）
- ・識別番号及び暗証番号を入力する措置等（主務省令第13条第1項第2号、第3号）
- ・行政機関等が定める措置（主務省令第13条第1項第4号）

のいずれかの措置をもって代えることができることとされている。

このため、建築物省エネ法令に基づく手続を電子情報処理組織を活用して行う場合は、上記のいずれかの措置を執ることが必要である。

建築物省エネ法令に基づく手続における「行政機関等が定める措置」は、申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置とする。

2. 処分通知等について

（1）電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の措置

行政機関等がデジタル手続法第3条第9号の処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、同法第7条第1項本文及び主務省令第8条第1項本文の規定により当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することとされているが、同項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は当該措置を行うこととされている。

建築物省エネ法令に基づく手続における「処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置」は、適判通知書等を交付する所管行政庁が適判通知書等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録することにより、処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。なお、当該措置については、適判通知書等を交付する各所管行政庁において別途定めることも可能であるため、必要に応じて定められたい。

また、行政機関等が処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うためには、デジタル手続法第7条第1項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者による電子情報処理組織を使用する方法により交付を受ける旨の表示が必要であるところ、その表示の方式は主務省令第9条において、

- ・当該処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続（主務省令第9条第1号、第2号）
- ・電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出（主務省令第9条第3号）のいずれかとされている。

建築物省エネ法令に基づく手続における、主務省令第9条第3号の「行政機関等が定めるところにより行う届出」は、適判通知書等の交付を受ける者が当該適判通知書等を交付する所管行政庁に対して、電子情報処理組織を使用する方法により適判通知書等の交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知することとする。通知の方法としては、適判通知書等の交付を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該適判通知書等に係る申請等を行う際に、当該電子情報処理組織を使用する方法により適判通知書等の交付を受ける旨を入力する方法などが考えられる。

なお、この意思表示が得られないものについては、電子交付の対象外となる点に留意されたい。

（2）署名等の代替措置

処分通知等に係る通知書への記名については、デジタル手続法第3条第6号の「署名等」に該当するが、同法第7条第4項及び主務省令第13条第2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の当該署名等は、

- ・当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
- ・主務省令第8条第1項ただし書きに規定する措置（処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置）

のいずれかをもって代えることができることとされている。

建築物省エネ法令に基づく手続における「主務省令第8条第1項ただし書きに規定する措置」は、（1）に記載した措置と同様とし、適判通知書等を交付する所管行政庁が適判通知書等のデータに記録された処分番号、処分日及び処分者名等を記録することにより、処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。なお（1）と同様、当該措置については、適判通知書等を交付する各所管行政庁において別途定めることも可能であるため、必要に応じて定められたい。

3. 電磁的記録の長期保存について

申請図書等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条を踏まえつつ、公文書管理条例等の例規等に沿って、当該電磁的記録が保

存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

4. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

以上